

## 選挙用品貸出し事業実施要領

豊中市選挙管理委員会事務局

### 1. 目的

市内の学校及びボランティア団体等に対し、実物の投票箱や投票用紙記載台等の選挙用品を貸出すことにより、児童・生徒等が本物の選挙気分を体験し、日ごろから政治や選挙への関心を高めてもらうことを目的とする。

### 2. 貸出し用品等

- (1) 貸出しする選挙用品は、主に「投票箱」、「投票用紙記載台」とする。
- (2) その他選挙用品で使用希望のものがあれば相談に応じる。
- (3) 使用方法や投票内容について不明なことがあれば相談に応じる。

### 3. 貸出し対象

豊中市内の学校及び市内で活動するボランティア団体等とする。

### 4. 貸出し手続き

- (1) 貸出しを希望する学校及びボランティア団体等は、豊中市選挙管理委員会事務局に対して、貸出し希望用品、数量、貸出し希望期間及び使用目的等を事前に連絡し、別添様式の「選挙用品借用申込書」を、借用初日の1週間前までに提出する。
- (2) 次の事由の一に該当する場合は、貸出しを行わない。
  - ア 貸出し用品の数量が不足するとき。
  - イ 選挙事務の執行に支障をきたす恐れがあるとき。
  - ウ その他貸出しが不相当と認められる事由があるとき。

### 5. その他

- (1) 貸出し用品の運搬は、貸出しを受ける学校及びボランティア団体等が行うものとする。
- (2) 貸出しに係る使用料は無料とする。ただし、貸出しにより修理等が必要となった場合は、貸出しを受けた学校及びボランティア団体等に修理代等の費用を求める場合がある。

### 附則

この要領は、平成20年6月1日から実施する。

この要領は、平成23年6月1日から実施する。

この要領は、平成26年4月1日から実施する。